

6 陳 情 第 9 号	学童クラブ機能付き放課後子どもひろば事業「ひろばプラス」における今年の夏期長期休暇からの弁当配送事業導入に関する陳情
付 託 委 員 会	文教子ども家庭委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 6 年 6 月 6 日 受 理、 令 和 6 年 6 月 1 3 日 付 託
陳 情 者	新宿区余丁町————— —————

(要 旨)

「ひろばプラス」の長期学校休業中の弁当配送事業導入を今年（2024年）の夏からお願いいたします。

(理 由)

(1) 学童クラブとひろばプラスの対応差別

学童クラブ機能付き放課後子どもひろば（以下、「ひろばプラス」という。）の利用要件は学童クラブと全く同じ（就労の場合は月曜日から土曜日の間で週3日以上、正午以降（学校休業期間については午前8時以降）午後6時までで、通勤時間等を含み4時間以上不在にしていることが要件とされている。）にもかかわらず、学童クラブでは弁当配送事業が導入され、ひろばプラスでは導入されていないという対応差別が生じている。その理由について新宿区役所に問い合わせたところ、「ひろばプラスは無償で利用が出来る事業のため、弁当配送は行わない」という回答であった。しかし、多くの家庭が「無償だから」というだけの理由でひろばプラスを選択しているわけではない。幼い子供が小学校とは別の場所に存在する学童クラブに移動する際の交通事故やその他事件に巻き込まれるリスクを回避したいことや学童クラブにはない、広い校庭や教室等の学校施設内でのびのびと過ごして欲しいこと、その他子供の心身に重要な影響を及ぼす事由による各家庭の事情があり、学童クラブではなくひろばプラスを選択している。「弁当を希望するなら学童クラブを選択すればよい」と考える人もいるかもしれないが、ひろばプラスを選択している事情が各家庭にあるということを理解していただきたい。また、「無償だから」という理由で弁当配送の対応ができないということであったが、ひろばプラスは児童指導業務受託事業者により運営されていて、その事業者には新宿区の税金が充当され運営資金が支払われていると理解している。税金納税者である我々がその事業者に弁当の受取業務を新たにお願ひすることは当然の権利であるし、事業者側もそれを拒む理由はないのではないかと考えている。

(2) 現状の過酷な親の負担、こどもへのリスク

最大1ヶ月以上ある小学校の長期休業期間も共働きで通常通り勤務がある親は、普段でも過酷な負担、スケジュールにプラスして弁当を毎朝つくっている。その上、その弁当が30度を超える真夏でも冷蔵庫等で保管ができず、子供達は数時間も各自が保管し

た上で食べている。このように衛生面・健康面での不安や親の心身への負担が大きいのがひろばプラスの長期休業期間中の現状である。弁当配送事業が始まれば、親が出勤前の早い時間に準備した状態のお弁当ではなく、新鮮でプロの衛生管理の下準備された弁当を確実に子供達に行き渡らせることが出来る。

(3) 区（もしくは事業者）で対応いただく重要性

以前、ひろばプラスで弁当を受領、配膳してもらえないか確認したが、配膳は対応できないとのことであった。有志を募り、親がシフト制で受領対応する案も出たが、弁当到着時間が流動的であることや、金銭や衛生面での責任問題でトラブルが起きる可能性が高いことから実現には至らなかった。そこで、トラブル防止、両親が働く家庭の育児支援の目的からも新宿区（もしくは新宿区が委託する事業者）に対応いただく必要がある。もし配膳ができないのであれば、弁当業者から弁当を受領するだけでも良く（各家庭で事前に弁当注文の旨を子供に伝えておき、昼食の時間になったら保管されている場所に子供達に取りにいくなど運用面はいくらでも柔軟に変えられる。）事業者がご対応いただくことは十分に可能だと思料する。

以上3点の理由からひろばプラスにおいても長期学校休業中の弁当配送事業を導入していただきたいです。特に夏については衛生面での不安が大きく、共働き家庭が多い今の時代に子育て世代を支援するという新宿区の姿勢の中に鑑みても、納得する理由なしに学童クラブとひろばプラス間に大きな格差を生んでいる現状は、大変大きな問題であると思います。子供の夏休み等の弁当を含めた対応が難しいから退職し専業主婦になるという人（いわゆる「小1の壁」に直面する人）も少なからずいます。長期休業中の間だけとはいえ、各家庭にとってはとても大きい問題ですし、共働きでも子育てしやすい、困難が最小限に進化を続ける新宿区であることを期待しております。育児は子供が成人するまで途切れなく、親が奮闘する待ったなしの重大なプロジェクトであると思います。是非今年の夏休みから弁当配送事業をひろばプラスにも導入していただけますと幸いです。